

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第43号	さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和3年11月30日
条例第44号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和3年11月30日
条例第45号	さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和3年11月30日
条例第46号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和3年11月30日
条例第47号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	令和3年12月24日
条例第48号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	幼 児 政 策 課	令和3年12月24日
条例第49号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和3年12月24日
条例第50号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和3年12月24日
条例第51号	さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例	見沼グリーンセンター	令和3年12月24日

## さいたま市条例第43号

### さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（委員会の開催方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の予防措置により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第44号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の合計額に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

### 附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第45号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以</p>

内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
--	--

### 附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第46号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 [略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 [略]</p>



<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
--	--

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員</p>

又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第47号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																			
(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の7までに規定する手数料を免除する。		(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の4までに規定する手数料を免除する。																			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60の2 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。）</td> <td>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～60の2 [略]		61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額	(1)・(2) [略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60の2 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第62項の2及び第63項に規定するものを除く。）</td> <td>1戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第65項までにおいて同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以</td> <td>1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～60の2 [略]		61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第62項の2及び第63項に規定するものを除く。）	1戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第65項までにおいて同じ。）	(1)・(2) [略]	[略]	62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額
事務の種類	手数料の額																				
1～60の2 [略]																					
61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額																				
(1)・(2) [略]	[略]																				
事務の種類	手数料の額																				
1～60の2 [略]																					
61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第62項の2及び第63項に規定するものを除く。）	1戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第65項までにおいて同じ。）																				
(1)・(2) [略]	[略]																				
62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額																				

下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの	
(1) 一戸建てのもの	
ア 新築の場合	6,000円
イ 増築又は改築の場合	10,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	13,000円
(イ) 増築又は改築の場合	21,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	24,000円
(イ) 増築又は改築の場合	37,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	35,000円
(イ) 増築又は改築の場合	54,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	65,000円
(イ) 増築又は改築の場合	101,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	112,000円
(イ) 増築又は改築の場合	174,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	
(ア) 新築の場合	185,000円



<p>一ト以下のもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>52,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>78,000円</u></p> <p>合</p> <p>エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>78,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>118,000円</u></p> <p>合</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>115,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>173,000円</u></p> <p>合</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>199,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>300,000円</u></p> <p>合</p> <p>キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>257,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>386,000円</u></p> <p>合</p> <p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>⑦ 新築の場合 <u>300,000円</u></p> <p>④ 増築又は改築の場合 <u>451,000円</u></p> <p>合</p>		<p>一ト以下のもの</p> <p>エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの <u>350,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの <u>535,000円</u></p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの <u>969,000円</u></p> <p>キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの <u>1,321,000円</u></p> <p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの <u>1,597,000円</u></p>	
<p>63 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合</p>	<p>63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p>	<p><u>1戸につき次のア及びイに掲</u></p>

	<p>計額</p> <p>ア 第61項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>イ [略] 次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア～ウ [略]</p>		<p>げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 第61項各号、第62項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（一戸建て以外のものにあつては、申請戸数で除す前の額）</p> <p>イ [略] 1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア～ウ [略]</p>
<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>	<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1戸につき第61項各号、第62項各号又は第62項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額</p>
<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) 次号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) 次号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア・イ [略]</p>

(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	次のアからウまでに掲げる額の合計額  ア～ウ [略]	(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	<u>1戸につき</u> 次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア～ウ [略]
66 長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>1件につき</u> 2,200円	66 長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>1戸につき</u> 2,200円
67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	<u>1件につき</u> 2,200円	67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	<u>1戸につき</u> 2,200円
67の2 長期優良住宅法第18条の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円		
68～80 [略]		68～80 [略]	
備考 1～3 [略] 4 第61項及び第62項において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]		備考 1～3 [略] 4 第61項から第62項の2までにおいて「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]	

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第4条の改正は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第61項から第67項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、施行日前に申請のあった事務に係る



手数料については、なお従前の例による。

- 3 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）により住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの（施行日前に登録住宅性能評価機関に対し確認を行うことを求めているものに限る。）又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付されているもの（施行日前に登録住宅性能評価機関に対し品確法第5条第1項の住宅性能評価の申請をしているものに限る。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査については、この条例による改正前のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第62項から第65項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同表第62項から第63項までの規定及び同表備考第4項中「第3項まで」とあるのは「第5項まで」と、同表第62項及び第62項の2中「1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」と、同表第63項第1号及び第65項第1号中「1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次のア及びイに掲げる額の合計額」と、同表第63項第2号及び第65項第2号中「1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次のアからウまでに掲げる額の合計額」と、同表第64項中「1戸につき第61項各号、第62項各号又は第62項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「第61項各号、第62項各号又は第62項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額」とする。

さいたま市条例第48号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例  
(平成26年さいたま市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第3章 [略] <u>第4章 雑則(第53条)</u> 附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略]</p>	<p>目次 第1章～第3章 [略] 附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略] <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出 があった場合には、前項の規定による文書の交付 に代えて、第5項で定めるところにより、当該利 用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要 事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」とい う。)により提供することができる。この場合 において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を 交付したものとみなす。</u> (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又 はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算 機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信 者の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録された前項に 規定する重要事項を電気通信回線を通じて利 用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルに 当該重要事項を記録する方法(電磁的方法に</u></p>

よる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第52条 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

第52条 [略]

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するフ

ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは、「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第49号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 尾間木保育園	さいたま市緑区 <u>大字中尾143</u> <u>2番地5</u>	[略]	さいたま市立 尾間木保育園	さいたま市緑区 <u>大字中尾973</u> <u>番地2</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和4年2月14日から施行する。

## さいたま市条例第50号

### さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>40万8,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>40万4,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。 2 [略]

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。



さいたま市条例第51号

さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例

さいたま市農村広場条例（平成13年さいたま市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
利用区分 研修施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	利用区分 研修施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
[略]							[略]						
会議室①	190円	220円	250円	410円	470円	660円	会議室	360円	420円	480円	780円	900円	1,260円
会議室②	170円	200円	230円	370円	430円	600円							
会議室③	60円	70円	80円	130円	150円	210円							
和室	200円	280円	350円	480円	630円	830円	和室	170円	240円	300円	410円	540円	710円
[略]							[略]						
備考 [略]							備考 [略]						

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。